

一般質問通告書

令和 8 年第 3 回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいので会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

議員 松岡 唯史
会派 日本共産党



海津市議会議長 様

受領番号 第 2 号 受領日時 令和 8 年 8 月 21 日 8:30

要 旨 1. 介護保険および介護事業等について

質問相手 市長



質 問 内 容

1. 介護保険および介護事業等について

介護保険は、高齢者に公的な介護サービスを提供する制度であり、平成 12 年 4 月からスタートしました。介護保険を実施し運営する主体（保険者）は海津市であり、海津市は介護保険の保険者として、3 年単位の「介護保険事業計画」をつくり、高齢者に介護サービスを提供するための給付などを実施し、保険料の賦課・徴収を行います。

また、介護保険は日本に住む 40 歳以上の人が強制的加入となっており、在日外国人も在留資格期間が 3 か月以上など一定の要件を満たす人は、介護保険の加入者となります。介護保険の加入者（被保険者）は、海津市に住所を置く 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と 40～64 歳の「第 2 号被保険者」に区分されますが、「第 1 号被保険者」の保険料は政令に基づき、海津市が条例で定めることになっております。その算定根拠となるのが、海津市が 3 年単位で策定する「介護保険事業計画」における給付費などの見込み額です。つまり、第 1 号保険料は「海津市における今後 3 年間の介護保険運営にかかる歳出」と「公費や第 2 号保険料などの歳入」を見込みながら、国が示す負担割合（第 9 期では 23%）に基づいて、65 歳以上の人たちからどれだけ保険料を集める必要があるかを算出し「基準額」を設定します。

現在の海津市の介護保険料基準額は月額 6,300 円で、所得段階（13 段階）に応じて 0.445～2.4 倍の保険料となっております。市民の皆さんからは、「介護保険料の負担が大きい」といった声をお聞きすることがありますが、制度開始当初（平成 12 年度）の介護保険料基準額 2,500 円と比較しますと、2.5 倍以上にもなっていることが分かります。そして、来年度からは第 10 期「介護保険事業計画」に基づく介護保険料が、65 歳以上の市民の方に課せられるということになります。

以上のことを踏まえ、次の点についてお尋ねします。

第 1 号被保険者の介護保険料の基本的な決め方のイメージとしては、海津市の介護保険サービス総額の 23%から海津市の第 1 号被保険者数を割ったものであり、介護保険サービスが増えれば増えるほど、介護保険料が上がる仕組みとなっています。つまり、介護保険サービスの充実が介護保険料の負担増に跳ね返ってしまうという問題があります。この矛盾を解決するために、日本共産党は「介護保険の国庫負担割合を現在の 25%から当面 35%とし、公費負担 60%に改革すること」を主張しており、私も解決策は「公費」投入以外にないと考えます。ただ一方で、当面の間は海津市においても介護保険料をこれ以上上げないような努力が必要ではないかとも思います。

そこで、第 10 期（令和 9～11 年度）の介護保険料について、私はこれまでも主張していますように、昨年度末時点で約 6 億円も積み立てられている介護給付費準備基金を取り崩すことにより、介護保険料を引き上げないことを強く求めますが、本市のお考えをお尋ねします。

次に、介護人材の不足に関する問題です。

日本共産党中央委員会が発行している雑誌の「議会と自治体（7 月臨時増刊号）」によりますと、令和 2 年 1～2 月に読売新聞が県庁所在地等全国 106 自治体にアンケートを実施したところ、9 割の自治体から「介護保険を今後 10 年、現行制度のまま維持するのは困難」との回答があり、その理由は「人材や事業所の不足」が第 1 位で第 2 位が「保険料の上昇に住民が耐えられない」だったということです。そして、その実態は、この間さらに深刻となっており、低すぎる賃金やそれに見合わない厳しい労働環境、長時間・過密労働を苦にした介護職員の離退職により、ホームヘルパーやケアマネジャーが不足する事態が進行し、訪問介護を担うホームヘルパーの求人倍率は 15 倍で、年齢構成も 60 代以上が主力となるなど高齢化も進行しているようであります。

海津市におきましても、第 9 期「介護保険事業計画」における「アンケート調査からみる海津市の現状」によると、事業所調査において、海津市で不足している介護サービスは「訪問介護」が最も高く、その理由として「人材不足」を挙げる意見が多くなっています。また、海津市の課題についても「介護人材の不足」が多く挙げられております。

市社協の職員の方たちにお伺いすると、ケアマネジャーに関する最近の傾向としては、本来の業務ではないことも行わざるを得ないことや複合的な課題への対応が求められることなどにより、これまでよりも負担が大きくなっており、ケアマネジャーから介護職へ戻りたいという方もおみえになるとのことでした。そして現在、海津市ケアマネジメントセンター（市社協）として対応できる人数（件数）が一杯であるにもかかわらず、ケアマネジャーの募集をしても応募がないとのことでありました。

以上の状況を踏まえ、次の点についてお尋ねします。

- ① 市内におけるヘルパーやケアマネジャーの不足に関して、本市はどのような現状認識をしていますか。

② 介護人材の不足に対しては、国の責任で介護職員の賃金を引き上げることや労働条件などの改善、さらには介護報酬の増額や事業所の経営支援を行うことが求められます。ただ、この問題でも、自治体独自の取組も必要なのではないでしょうか。海津市でも、今年度から福祉人材就労支援金制度が始まりましたが、私はケアマネジャーも含めたさらなる人材確保策が必要だと考えます。そこで、そのあたりの本市のご認識をお尋ねします。

最後に、家族介護用品支給事業についてもお尋ねします。

同事業は、介護保険で要介護4以上の認定を受け、ご自宅で生活しておられる方が対象で、紙おむつ等購入費の一部助成（1か月4千円）を本市が行っているものです。

しかし、他の県内自治体（岐阜市や大垣市など）における同様の事業では、対象者が要介護3以上の方となっており、可児市では要介護1以上の方が対象となっています。

特別養護老人ホームへの入居要件にもなっている「要介護3」とは、身体能力の低下や認知症の進行が見られ、常に家族のサポートや見守りが必要な状態とのことであり、食事やトイレ、入浴といった身の回りの動作も自分だけで行えないため、ほぼ全てに介助が必要となります。また、おむつ着用が必要な割合が高くなるとのことであり、要介護3の方のおむつにかかる月額費用は7,200円から10,500円程度とも言われています。

そこで、ご家族の経済的負担軽減のために、要介護3の方を支給対象としていただくことについて要望いたしますが、本市のお考えをお尋ねします。